

SPring-8 データセンターデータ課金規程

令和 8 年 9 月 1 日

SPring-8 データ・ネットワーク委員会

第 1 条(目的・背景)

本規程は、SPring-8 データセンター（以下、「SP8DC」という）において、データの保管に伴う課金制度（以下、「データ課金」という）の運用について定めるものである。

2 SP8DC における高性能短期ストレージの適正利用のために、利用量に応じた公平な費用負担の実現を目的とする。

第 2 条（課金対象者）

データ課金の対象者は、SP8DC を利用するすべての研究課題（以下、「対象課題」という）の代表者または対象課題の代表者が指定する者とする。ただし、「SP8DC の高度化等を目的とした研究開発を実施する研究課題」について、共用実験データシステム運用責任者(以下、「運用責任者」という)が認めた場合には、対象から除くものとする。

第 3 条（課金対象データ）

課金対象となるデータは、対象課題が課金対象領域に保管しているデータの総量とする。課金対象領域は、別途定める。

第 4 条（課金額）

データ課金の算出基準および料金は、理化学研究所(以下、「理研」という)の規程等に基づくものとし、運用責任者の判断で適宜改訂できるものとする。

第 5 条（請求および支払方法）

確定した課金額および追加の課金額は、理研ビームライン利用の場合は理研から、その他のビームライン利用の場合は(公財)高輝度光科学研究センター(以下、「JASRI」という)から、利用者に請求書を発行する。

2 利用者は、請求された料金を理研または JASRI から指定された方法により支払うものとする。

第 6 条（利用制限・ペナルティ）

利用者が支払期日までに料金を支払わない場合、運用責任者の判断により、デ

一タの書き込み制限やアカウントの一時停止等の措置を取ることができるものとする。